

介護予防支援等に関する重要事項説明書

介護予防支援等業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明しますので、わからないこと、わかりにくいことなどがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの目的

指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメント（以下、「介護予防支援等」という。）は、利用者の心身の状態等に応じた適切な介護予防サービス計画または介護予防・生活支援サービス計画（以下、「介護予防サービス計画等」という。）の作成またはケアマネジメントを行い、作成された介護予防サービス計画等に沿った指定介護予防サービスまたは介護予防・生活支援サービス等の提供を確保し、当該サービス事業者との連絡調整その他の便宜を図り、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

2. 相談窓口等

地域包括支援センター（以下、「事業者」という。）が提供する介護予防支援等についての相談窓口および連絡先は4のとおりです。ご不明な点は、遠慮なくお尋ねください。

3. 担当職員

利用者への介護予防支援等については、4の事業者の介護支援専門員等が担当します。なお、介護予防支援等を指定居宅介護支援事業者の一部業務委託する場合には、当該事業者の従事者が担当します。

4. 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを担当する地域包括支援センター

センター名称	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー ア ゼ リ ー 江 戸 川	介護保険指定番号	(東京都指定番号) 1302300080
法 人 名	社会福祉法人 江寿会		
所 在 地	江戸川区本一色 2-13-25		
担当者名	電話 03-5607-7600 FAX 03-5607-0490（直通）		
営業日	月曜日～土曜日 ※日曜・祝日・年末年始は休業	営業時間	9：00～18：00
職員体制	管理者：1名、社会福祉士：1名以上、主任ケアマネジャー：1名以上、保健師または看護師：1名以上、介護支援専門員等、常勤・非常勤職員を配置。		
実施地域	中央2～3丁目、大杉、興宮町、松本、上一色、本一色、西一之江1～2丁目、一之江1丁目		

5. 運営の方針

利用者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続出来るよう、利用者の立場にたって支援を行います。事業の実施にあたっては、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、公正中立な立場で情報提供を行い事業所の選定にあたります。また、複数の事業所の紹介や、選定理由の説明を求めることができます。地域の社会資源を活用し、関係市区町村及び事業所と綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

6. 介護予防支援等の内容

介護予防支援の内容	提供方法
①介護予防サービス計画等の作成	契約書別紙に掲げる「介護予防支援等業務の実施方法等について」を参照ください。
②介護予防サービス事業者等連絡調整	
③サービス実施状況の把握、評価	
④利用者状況の把握	
⑤給付管理	
⑥要介護認定等の申請に対する協力、援助	
⑦相談業務	

7. 介護予防支援等の類型及び利用料金

類型	内容	利用料金
介護予防支援	指定介護予防給付サービスを利用する場合または指定介護予防給付サービスと介護予防・生活支援サービスを併用する場合に適用。6の全業務を実施。	5,038 円 初回加算 3,420 円 委託連携加算 3,420 円
介護予防ケアマネジメント	介護予防・生活支援サービスのうち、指定予防訪問介護および指定予防通所介護に相当するサービスまたは区が実施する緩和型サービスのみを利用する場合に適用。6の全業務を実施。	5,038 円 初回加算 3,420 円 委託連携加算 3,420 円
介護職員処遇改善加算	介護職員の処遇改善を目的とした加算。算定に応じて加算されます。	2.1%
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発防止の措置が講じられていない場合に基本報酬を減算。	4,993 円

【ご注意】

- ※ 介護保険または生活保護法の規定による介護扶助の適用者となる場合、上記の料金にかかる利用料は不要です。
- ※ ただし、介護保険が適用される場合であっても、利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合には、いったん料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行することになります。この証明書を江戸川区の窓口へ提出すると払い戻しされる場合があります。

8. 利用者の居宅への訪問頻度の目安

担当職員（または居宅介護支援事業所の介護支援専門員）が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度は、おおむね3ヶ月に1回となります。（サービスの提供を開始する月、提供開始月の翌月から起算して3ヶ月に1回などが目安になります。）

※指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング

以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする。

- (1) 利用者の同意を得ること。
- (2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - ① 利用者の心身の状態が安定していること。
 - ② 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。
 - ③ 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、他のサービス事業者から情報提供を受けること。
- (3) 少なくとも6ヵ月に1回は利用者の居宅を訪問すること。

但し、上記の回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防支援等業務の遂行に不可欠と認められる場合は利用者の居宅を訪問します。

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者が使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

②個人情報の保護について

事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

10. 身体拘束について

事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 1. 虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に上げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施します。

1 2. 感染症の予防まん延防止について

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のために、次に上げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期に実施します。

1 3. 業務継続計画について

事業者は、感染症や自然災害の発生時に備え、次に上げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定します。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の変更を行います。

1 4. ハラスメントについて

事業者は、当該従業者の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント防止のために、次に上げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為を組織として許容しません。
 - ① 身体的な力を使って危険を及ぼす（及ぼされそうになった）行為。
 - ② 個人の尊厳や人格を言動によって傷つけたり、おとしめたりする行為。
 - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

上記は、当該従業者、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

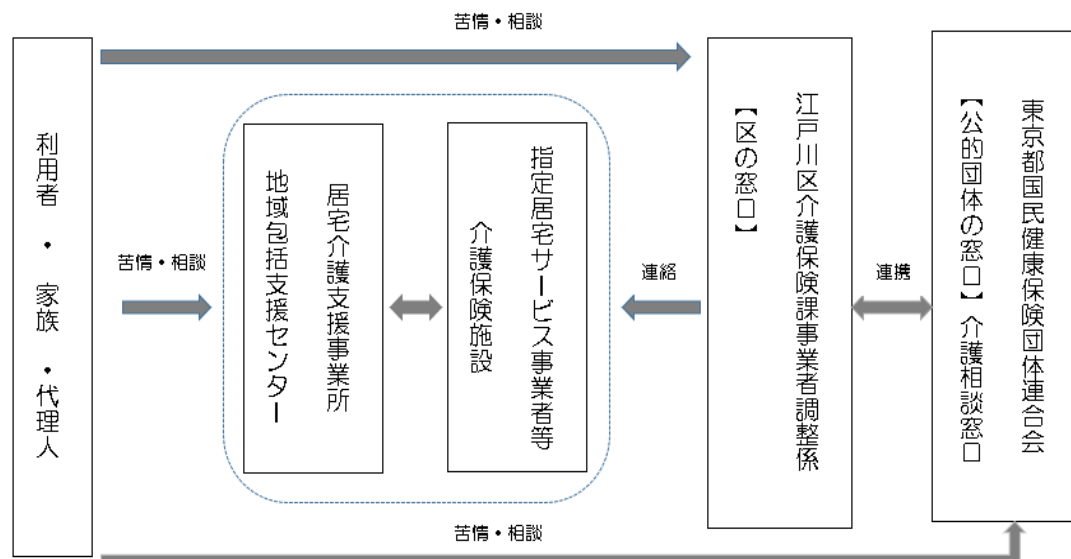
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 従業者に対し、ハラスメントに対する研修などを実施します。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、契約の解約等の措置を講じます。

15. 緊急時・事故発生時の対応

事業所のサービスの提供にあたり、怪我や体調の急変等の事態が発生した場合は、適切かつ速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

16. 介護予防支援等業務に関する相談・苦情について

【地域包括支援センターの窓口】 地域包括支援センターアゼリー江戸川	電話番号 03-5607-7600 FAX 番号 03-5607-0490(直通) 受付時間 月～土 9:00～18:00 年末年始・祝日除く
【区の窓口】 江戸川区介護保険課事業者調整係	電話番号 03-5662-0032 FAX 番号 03-5663-5172 受付時間 8:30～17:15 (月～金) 年末年始・祝日除く
【公的団体の窓口】 東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口	所在地 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11階 電話番号 03-6238-0177 FAX はありません 受付時間 9:00～17:00 (月～金) 年末年始・祝日除く



17. 第三者評価の実施状況について

【実施の有無】	
【実施した直近の年月日】	年 月 日
【評価機関の名称】	
【評価結果の開示状況】	

18. 重要事項の説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

上記内容について、事業者は介護予防支援等の提供開始にあたり、利用者に説明を行いました。

利 用 者	
住 所	
氏 名	
家族または上記代理人	
住 所	
氏 名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

事 業 者	
所 在 地	東京都江戸川区本一色2丁目13番25号
法 人 名	社会福祉法人 江寿会
代表者名	理事長 磯野 正 印
事業所名	地域包括支援センターアゼリー江戸川
説明者氏名	